

財務省告示第二百一号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年五月二十八日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年六月二十七日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （物価連動・十年）	第二回	二十億円	百円五十銭
"	"	十五億円	百円五十五銭
"	"	五億円	百円五十九銭
"	第三回	百八十三億円	九十六円七十銭
"	"	四十億円	九十六円七十八
"	"	二十億円	九十六円八十四
"	"	三十億円	九十六円八十五
"	第四回	五億円	九十六円十銭
"	"	"	九十六円十五銭

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	第十三回	第十二回	"	第十一回	"	"	"	"	"	"	"	第十回	第八回
五億円	五十八億円	十五億円	三十億円	十七億円	"	三十億円	"	"	"	十億円	三十二億円	十億円	五十億円	十六億円	四億円
百円三十七銭	百円三十五銭	百円二十九銭	百円二十五銭	九十九円三十銭	銭九十九円七十九	銭九十九円六十九	銭九十九円三十一	銭九十九円二十五	銭九十九円二十四	銭九十九円二十三	銭九十九円二十二	九十九円二十銭	九十九円十五銭	九十九円十銭	銭九十八円五十一

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	第十五回	〃	〃	〃	〃	〃	第十四回	〃	〃	〃
八百十億円	二十億円	二十億円	〃	〃	〃	十億円	五億円	五億円	二十億円	二十五億円
	百一円	銭九十九円三十三	銭九十九円三十一	銭九十九円二十九	銭九十九円二十七	銭九十九円二十五	銭九十九円二十四	百円四十一銭	百円四十銭	百円三十九銭